

建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 21 年 6 月 30 日

岩手県知事 達 増 拓 也

建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示
建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程(昭和 58 年岩手県告示第 1328 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(建設関連業務の委託契約の締結方法)</p> <p>第10条 建設関連業務の委託契約は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める競争入札の方法により締結するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">競争入札の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>建築関係建設コンサルタント及び土木関係建設コンサルタント</u></td> <td style="text-align: center;"><u>指名競争入札</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	区 分	競争入札の方法	[略]		<u>建築関係建設コンサルタント及び土木関係建設コンサルタント</u>	<u>指名競争入札</u>	<p>(建設関連業務の委託契約の締結方法)</p> <p>第10条 建設関連業務の委託契約は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める競争入札の方法により締結するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">競争入札の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>建築関係建設コンサルタント及び土木関係建設コンサルタント</u></td> <td style="text-align: center;"><u>設計額1,500万円を超えるもの</u></td> <td style="text-align: center;"><u>条件付一般競争入札</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>設計額1,500万円以下のもの</u></td> <td style="text-align: center;"><u>指名競争入札</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	区 分	競争入札の方法		[略]			<u>建築関係建設コンサルタント及び土木関係建設コンサルタント</u>	<u>設計額1,500万円を超えるもの</u>	<u>条件付一般競争入札</u>		<u>設計額1,500万円以下のもの</u>	<u>指名競争入札</u>
区 分	競争入札の方法																		
[略]																			
<u>建築関係建設コンサルタント及び土木関係建設コンサルタント</u>	<u>指名競争入札</u>																		
区 分	競争入札の方法																		
[略]																			
<u>建築関係建設コンサルタント及び土木関係建設コンサルタント</u>	<u>設計額1,500万円を超えるもの</u>	<u>条件付一般競争入札</u>																	
	<u>設計額1,500万円以下のもの</u>	<u>指名競争入札</u>																	
備考 改正部分は、下線の部分である。																			

附 則

この告示は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。